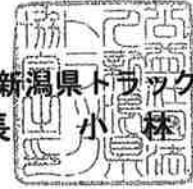


会 員 各 位

公益社団法人 新潟県トラック協会  
会 長 小 林 和 男



新たな貨物集配中の車両（貨物）に係る駐車規制の見直しについて（追加）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、交通事故防止に向けた諸対策の推進並びに当協会の業務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貨物集配中の貨物自動車に係る駐車規制の見直しについては、昨年9月30日以降県内の13箇所において交通規制が見直されたところではありますが、今回、新潟市内におきまして新たな駐車規制の見直しが2箇所（車両4台分）追加されましたので、ご連絡いたします。

駐車規制の見直し内容（場所）等につきましては、別添「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しについて（追加）」のとおりであります。

- 運用開始日 : 令和2年11月中旬
- 規制見直し場所 : 新潟市中央区 万代シルバーホテル北側（2箇所4台分）
- 規制内容
  - ・ 対象車両 : 貨物集配中の貨物に限る
  - ・ 規制時間 : 8時～21時
  - ・ 駐車方法 : 右側平行駐車（ただし標示線内に限る）

などとなっております。

なお、駐車に際しましては、

- 必ず線内に駐車すること
- 長時間駐車は避けること

などのマナー遵守をお願いします。

会員各位には、今回の駐車規制の見直し場所を有効に活用されるほか、併せて年末年始期間中の交通事故防止等に努められますようお願いいたします。

敬具

（担当：適正化事業部 鈴木）

「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しについて」(追加)

( 運用開始日：令和2年11月中旬)

